平成２４年（フ）第１３６号
兵庫県明石市大久保町西島363番地の１　パブリックマンションノーアⅡ302号
債務者　金光　俊哉
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
神戸市西区押部谷町栄194番地の２　アップルハイツ204号
債務者　村吉　　京
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
神戸市西区大津和３丁目１番地の10　ジュネスタチバナ207号
債務者　大山　玉子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
佐賀県唐津市七山白木570番地
債務者　盛田有里子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４７号
佐賀県唐津市和多田先石５番18号
債務者　内山榮一郎
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２６７号
沖縄県那覇市長田２丁目26番16号　嘉数荘202
債務者　中村　　賢
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０号
沖縄県名護市港２丁目８番16―301号　武村アパート
債務者　玉代勢ルミ子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４１２号
千葉県松戸市栄町１丁目71番地の５　Ｙ・Ｔテラス１号
債務者　石井美和子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３６４号
北九州市小倉北区今町３丁目７番６号
債務者　中島　侑美（旧姓花村）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９７号
北九州市若松区久岐の浜２番２―302号
債務者　川瀬　ルリ
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９４号
名古屋市南区明治２丁目25番12号　プレスイン明治４Ｂ―１号
債務者　石原　孝宣
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４３号
名古屋市中川区東起町４丁目74番地　第五西垣ハイツ106号、従前の住所名古屋市港区明正１丁目137番地の１
債務者　大野　憲二
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４４号
名古屋市中川区東起町４丁目74番地　第五西垣ハイツ106号、従前の住所名古屋市港区明正１丁目137番地の１
債務者　大野知代子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６６号
愛知県知多市南粕谷４丁目256番地
債務者　出羽　徹行（旧姓佐治）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住36棟5618号
債務者　松原　一志
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
長崎県島原市霊南２丁目51番地、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富4813番地　蛭牟田牧宿舎
債務者　森　　浩基
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
北九州市八幡西区東折尾町２番21号
債務者　米田　辰己
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部